



事務連絡
令和8年2月16日

団体各位

長野市長 荻原 健司
(環境部廃棄物対策課担当)
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出並びに
電子マニフェストの周知について (依頼)

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、産業廃棄物の処理を他者に委託するのにあたり、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した者は交付したマニフェストに関する報告書を作成し、知事(市長)に提出しなければならないとされています。

つきましては、貴団体の会員事業者等に対し別紙1のとおりご周知いただきますようお願いいたします。

併せまして、本市では紙製のマニフェストに代えてネットワーク上でマニフェスト情報をやり取りする電子マニフェストの普及拡大を進めていますので、このことにつきましても別紙2によりご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

【別紙1】令和7年度中に産業廃棄物処理に伴うマニフェストを交付した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出してください

2 電子マニフェストの普及拡大について

【別紙2】電子マニフェストの積極的な活用をお願いします

※電子マニフェストシステムの加入方法のひとつとして、団体事務局等が利用代表者となり、会員事業者(20者以上)が利用者となる団体加入といった方法もありますので、貴団体としてこのような運用が可能でしたらご検討いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市環境部廃棄物対策課 宮下

TEL : 026-224-7320

FAX : 026-224-5108

E-mail : haitai@city.nagano.lg.jp

事業者の皆様へ

長野市環境部廃棄物対策課

令和7年度中に産業廃棄物処理に伴うマニフェストを交付した場合は 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出してください

1 長野市への報告（提出）対象者

令和7年度中に長野市内の事業場で産業廃棄物を排出し、紙製のマニフェストを交付した者

- ※ マニフェストを交付した場合は、量の多少にかかわらず報告書の提出が必要です。
- ※ 電子マニフェスト交付分は、報告対象外です。
- ※ いわゆる2次マニフェストを交付した、産業廃棄物の中間処理業者も対象になります。
- ※ 建設業の方で、長野市内の工事現場で産業廃棄物を排出した場合も対象になります。
- ※ 長野市以外の事業場で交付したマニフェストについては、同事業場所在地の都道府県、政令市又は中核市が報告書の提出先になります。

2 報告書の様式及び作成方法

長野市ホームページにて報告様式（様式第3号 産業廃棄物管理票交付等状況報告書）並びに報告書の詳細な作成方法を公開しています。

ホームページトップ画面から「ホーム > くらし・手続き > ごみ・リサイクル > 事業者の皆さんへ > 報告・提出（廃棄物を排出する方） > 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の報告について」の順に進んでください。（URL）<https://www.city.nagano.nagano.jp/n121000/contents/p000562.html>

- ※右のQRコードからアクセスすることもできます。
- ※様式は長野市廃棄物対策課窓口でもお渡しできます。



3 報告書の作成にあたって

- (1) 令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）のマニフェストの交付状況についてとりまとめてください。
- (2) 長野市内に支店・営業所等の事業所が複数ある場合は、それぞれが排出事業場となりますので、支店、営業所ごとに報告書を作成してください。
- (3) 建設現場のように長野市内で短期間の工事現場が複数ある場合、これらを1事業場としてまとめて報告書を作成してください。その際、事業場の名称欄に「長野市内各工事現場」、又は「管轄する支店・営業所等の事業所名」を記入してください。
- (4) 提出していただく書類は、報告書のみです。
 - ※ マニフェスト、その写し等の添付は必要ありません。

（裏面に続く）

長野市環境部廃棄物対策課

電子マニフェストの積極的な活用をご検討ください

1 電子マニフェストとは

電子マニフェストは、産業廃棄物の処理を他者に委託する際に交付する産業廃棄物管理票を電子化したものであり、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするもので、いわゆる紙製のマニフェストに代えることができます。国から情報処理センターとして指定される（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムにより、産業廃棄物処理に関する情報をインターネット上で登録・管理することになります。

2 電子マニフェストのメリット

(1) 事務作業の効率化

- ・パソコンやスマートフォン、タブレットから簡単に登録・報告ができます。
- ・電子データで保存されるため、マニフェストの保存が不要になります。
- ・廃棄物処理状況の確認が容易にできます。
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になります。

(2) 法令の遵守

- ・マニフェストの誤記・記載漏れを防止できます。
- ・処理終了確認期限が自動的に通知されるため、確認漏れを防止できます。

(3) データの透明性

- ・マニフェストの偽造を防止できます。
- ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存します。

3 電子マニフェストの導入方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから加入申込をすることになります。ホームページには電子マニフェストについての詳しい説明や、導入方法、利用方法などがイラストや動画等により紹介されています。また、説明会開催の日程などについても掲載されています。（URL）<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

◎電子マニフェスト普及についてアンケート調査にご協力ください

電子マニフェスト導入の課題を把握するため、アンケート調査を実施しますので、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・回答方法：ながの電子申請サービス（長野市）回答所要時間 約10分
- ・アクセス方法：ながの電子申請サービス（長野市）トップ画面>「オンライン申請手続き」をクリック
>キーワードで探すから「電子マニフェスト」と検索>電子マニフェストの普及拡大に向けたアンケート調査
※下のQRコードからアクセスすることもできます。



長野市環境部廃棄物対策課
担当 宮下
TEL : 026-224-7320
FAX : 026-224-5108
e-mail : haitai@city.nagano.lg.jp